

第5回 宮城県男女共同参画審議会基本計画（第2次）検討部会会議録

日 時 平成22年9月9日（木）午前10時～午前11時45分
出席委員 安藤ひろみ委員、金子忠良委員、今野彩子委員、佐藤孝子委員、菅原真枝委員、高木龍一郎委員

1 開 会

事務局：本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。
ただいまから、宮城県男女共同参画審議会第2次基本計画検討部会を開催いたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。

パブリックコメントにおいて県民の方々からいただいた御意見については、部会委員の皆様に事前送付させていただいたところですが、本日、御議論の叩き台としていただいよう、事務局案を入れ込んだ資料を机上に配付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次第を御覧いただきながら、順に確認してまいります。

（「資料」及び「既配付資料」等の確認）

議題は、

- (1) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申中間案に係るパブリックコメント等の実施結果及び対応案について
- (2) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申案について
- (3) その他

としてございます。

本日は、議題にありますとおり、パブリックコメントにおいて提出された意見等の対応案について御議論いただき、検討部会としての答申案を取りまとめていただきます。

限られた時間で、パブリックコメント意見への対応案と答申案を取りまとめていただくことになりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからは高木部会長に進行をお願いいたします。

2 議 題

(1) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申中間案に係るパブリックコメント等の実施結果及び対応案について

(2) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申案について

高木部会長：それでは、次第の「2 議題」に入ります。

議題の「(1) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申中間案に係るパブリックコメント等の実施結果及び対応案について」と「(2) 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）答申案について」は関連いたしますので、一括して事務局から説明いただきたい、その後に(1)の対応案と(2)の答申案に分けて議論していきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

（事務局から、パブリックコメント等の実施結果及び配付資料の概要を説明）

高木部会長：次に、答申中間案に対する意見を取りまとめた資料2-1、資料2-2、資料2-3と、答申案である資料3と比較しながら事務局から説明をお願いします。

（事務局から、資料2-1、資料2-2、資料2-3及び資料3に沿って説明）

高木部会長：それでは、事務局で作成いただいた「パブリックコメント等への対応について特に確認・協議していただきたい事項」の順に議論してまいります。

まず、「1 計画の体系（施策の項目）の修正に関わる事項」として、(1)から(3)の3つがございます。

(1) では「家庭内暴力」を「配偶者間暴力」にする意見が出されています。

「ドメスティック・バイオレンス」はDVの片仮名表記なので特に記載不要ということですが、確かに家庭内というのは夫婦間だけではなくて、親子間、兄弟間等も含むということで、特にこの場合はパートナー間、夫婦間の暴力や事実婚などにおける暴力の意味に限定し

て表記した方が良いのではないかという御意見でございます。

対応方針としましては、指摘のとおりに修正して、配偶者間暴力に修正するということです。これは、2ページの「計画の体系」の「施策の方向」にも反映されています。

この辺は御意見いかがですか。よろしいですか。

では、この対応方針のとおりとし、答申案に反映させていくとにいたします。

次の(2)は、「キャリア・デザイン」という言葉の使用の可否についてです。

基本目標「3 学校教育における男女共同参画の実現」の「施策の方向」の(2)に「キャリア・デザイン」という言葉を使用しています。

関係者では「キャリア・デザイン」という言葉を普通に使用しますが、一般には浸透していないのではないかという御意見だと思います。

公的文書における使用の有無は別な問題として、「キャリア」は巷間に流布している言葉だと思います。対応方針としては、御意見を踏まえ「キャリア形成を支援する情報提供・意識啓発」に修正しようというものです。

この点はいかがですか。よろしいですか。

それでは(2)についても、この対応方針のとおりとし答申案に反映させていくとにいたします。

次に(3)では、府内から現計画の「職場での均等な機会と待遇の確保」が「職場における女性の参画の促進」に替わることで、ポジティブ・アクションに重点が置かれて、雇用の場での均等待遇がまだ実現していない中、先を向きすぎるイメージがあるのではないかという意見が出されており、この対応方針としては、下線部分を追加して「職場における均等な機会・待遇の確保と女性の参画の促進」とするというものです。

答申案では17と18ページになりますが、この辺はいかがでしょうか。

まずは均等な機会と待遇の確保がまだ進んでいないので明記しておくべきだという意見だと思います。

この辺は御意見いかがですか。よろしいですか。

では、この対応方針のとおりとし、答申案に反映させていくとにいたしますが、言葉としては「機会と待遇の均等を確保し」を「均等な機会と待遇を確保し」としていただいてよろしいかと思います。

次に「2 本文における追加・削除」として、(4)と(5)の2つがございます。

まず(4)では、家庭内でのコミュニケーションの重要性が指摘されているが、コミュニケーション能力形成には学校教育の役割も大きく、教育振興基本計画にある「人との関わりを重視した学習の充実」を施策の方向に加えてはどうか、という意見が府内から出されているということです。

対応方針としては、答申案の15・16ページになりますが「コミュニケーションの基盤となる言語活動など、人との関わりを重視した学習の充実を推進する」を追加するということです。

この辺は特に教育に関わることですので、佐藤委員いかがでしょうか。

佐藤委員：新しい学習指導要領に盛り込まれておりますので、大変適切だと思います。

高木部会長：他の方々はいかがでしょう。

安藤委員：言語活動という言葉が少し気になります。

佐藤委員：確かに言語活動という言葉は業界用語ですが、一般県民の方々にもイメージ、御理解いただけると思います。

この下線が引かれている部分は指導要領の中に踏み込んでいるので、かなり教育関係者の言葉使いになっていますので、別の言葉に置き換えられればよろしいのですが、これは、後段で出てきます「3 指標関係」で男女混合名簿削除の代替案として、このような言葉を入れてはどうかという提案だと思います。

安藤委員：パブリックコメントの中には、ディベートなどが上手にできる子ども達を育成することが大切だという御意見もありました。

それらを言語活動という言葉に置き換えるにしても少し固い表現のように思われます。

佐藤委員：そうであれば、「コミュニケーションの基盤となる言語活動など」を削除して、「人との関わりを重視した学習の充実を推進する」としてはどうでしょうか。

高木部会長：これにつきましても先ほどのキャリア・デザインと同様に、言語活動と言っても一般的の県民の方々にイメージや御理解いただけない可能性もありますので、委員皆様からお

知恵を出していただきて9月16日までに御意見を賜り、なお審議会でもご発言していただきたいと思います。

次に(5)です。

現状と課題では「一旦仕事を離れた女性の再チャレンジが求められている」とされているが、施策の方向が実際に働いている女性中心になっているので、やむを得ず仕事を辞めた女性への再チャレンジ支援を加えてほしいという御意見です。

対応方針として、答申案の18ページのとおりの表現が追加されています。

この辺について、御意見いかがでしょうか。

安藤委員：新しい職に就くという意味だけでしょうか。

高木部会長：再就職できるような環境整備について、県から一般企業に働きかけてほしいということも含まれた意見だと思われます。

安藤委員：県では在宅看護師向け再就職支援研修会を開催するなど、かなり踏み込んだ支援を行っています。

高木部会長：そうですね。17・18ページに記述がされていますが、御意見ございますか。このとおりでよろしいですか。

安藤委員：出産、育児というとどうしても女性にかけられてしまうので、「出産、育児等により」を削除してはいかがでしょうか。

高木部会長：出産、育児等により男性が仕事から離れることもありますが、現状を踏まえた表現だと思います。

皆様よろしいでしょうか。

さらに御意見がありましたら後々お出していただきたいと思います。

次に、「3 指標関係」として、(6)から(8)の3つがございます。

(6)の「県の管理職に占める女性の割合」について、パブリックコメントでは目標指標化すべきといった御意見が出されています。

ただし県人事課としては、県職員の女性比率の現状や実績等を踏まえた人材登用の面等から目標設定は困難であるので、対応方針を「現状のまま参考指標とする」としてはどうかというのですが、県の人事政策などにおいて具体的に設定できない理由があるのでしょうか。

猪股専門監：数値の選出作業や算定作業などに膨大な作業量・時間を要するほか、職員数において女性の割合が絶対的に少ない現状がございます。

加えて、課長や課長相当職以上に昇進させる際には、能力、経験、意欲などを総合的に勘案した上で決定されます。

人事側には、何年以上務めたからという経験年数だけ、あるいは女性だからということだけで昇進させることは当然できないという考えがあります。

目標数値を設けるということは、無理矢理女性を引き上げることに繋がりかねないということもあり、指標化は難しいとされています。

高木部会長：国の答申ではどのような記載がなされていますか。

猪股専門監：現在「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」とされているほか、今般の国の答申12ページには「府省ごとに、採用及び管理職登用について「2020年30%」に向けた具体的な中間目標を設定するほか、特に、公務員制度改革に際し、女性の登用が進むよう積極的に取り組む（例えば各府省において中間目標達成のための工程表を作成するなど）。」と記載されています。

高木部会長：採用と管理職の両方について記載されています。県でも目標設定できないでしょうか。

猪股専門監：国と比較したことがないのですが、先ほども申し上げたとおり、宮城県の場合、40代や50代の職員において、女性の比率が著しく低い現状にありますので、30%という数値はかなり難しい数値と思われます。

恐らく多くの自治体が本県と同じ状況にあると思いますが、本県では参考指標ということで現況値の数値を掲載してきています。

第2次計画は6年後の平成28年度を目標年度とするものですので、現況値が4%という

中で、例えば目標指標を10%に引き上げるということもかなり厳しいと思われます。

高木部会長：確かに難しいことだと思います。

しかし、県人事課の言う適材適所の人材登用において、経験年数だけで一概には判断できないというのは当然なことで、これはどこでも同じことだと思いますので理由にはならないと思います。

30%という到底達成不可能だと思われる目標指標は求めませんが、国では具体的に数値を掲げていますから、少なくとも現時点の県の比率と国の比率とを比較し、国の2020年に30%にするという数値に対する県の数値を算出するなどの検討が考えられてもいいと思います。

安藤委員：新入職員の比率と現在の40代・50代の職員の比率はどうなっていますか。

現在の40代や50代では確かに男性職員が圧倒的に多いかもしれません、30代、つまり国が目標にしている2020年に管理職になり得る職員の比率はどれぐらいになるのでしょうか。

猪股専門監：現在の30代の男女比率はおよそ7対3で、20代ですとほぼ5対5と聞いています。

国の言う10年後の2020年について、男女比率だけみれば30%の目標を掲げるというのは無謀な話ではないように思えますが、第2次計画は6年後の2016年度を目標年度としています。

高木部会長：ですから現在の50代、つまり管理職になる方々の現時点だけを考えて無理と言ったのではいつまでも進まないので、今おっしゃったように無理ではない数値を算出してほしいところです。

そうしないと、おそらくは努力しています、推進に努めていますなどの抽象的な議論だけに推移してしまいますので、進捗を判断する指標として掲げてほしい、国では掲げているので県でも掲げてほしいという御意見だと思いますが、今野委員はどうでしょうか。

今野委員：現状は説明いただいたとおりだと思いますが、ある程度高い目標を掲げることが必要ではないかという気がいたします。

高木部会長：菅原委員はどうでしょうか。

菅原委員：私も同じ意見です。

高木部会長：何らかの形で目標を掲げて指標化すべきではないかということです。

今野委員：目標を掲げることによって、20代、30代の女性職員にとっては1つの目標になるのではないかと思います。

高木部会長：県庁職員のモチベーションも上がるような気がいたします。

佐藤委員いかがでしょうか。

佐藤委員：20代では男性職員と女性職員の比率が5対5と聞き驚いたと申しますか、将来的に管理職に占める女性の割合が向上することは充分可能だと思いました。

ただし一方では、現在の40代、50代の女性職員数が絶対的に少ないために、高い目標を掲げてもしばらくは達成できないということも理解できます。

金子委員：管理職に占める女性の割合は現在は4%ですが、現計画を策定した平成15年では何%だったのでしょうか。

平成15年当時の数値と現在の数値の伸長率などを参考にして、6年後の数値を目安とし掲げることはできないでしょうか。

猪股専門監：平成14年4月1日は1.9%，平成15年4月1日は2.2%です。

金子委員：確かに20代職員の男女比率は5対5にまでなっているかもしれません、第2次基本計画の目標年度である6年後に、管理職になり得る年代の女性比率が一気に上昇するものではありません。

国の30%をそのまま目標に掲げることに反対はしませんが、現実的には達成不可能な目

標を掲げてしまうことになるような気がいたします。

高木部会長：30%という数値にはこだわらずに、県として実現可能性のある数値目標を掲げると同時に、現時点における年代別の男女比率を掲載することで、男性職員に占める男性管理職の割合や女性職員に占める女性管理職の割合と併せて、現況値及び予測値等について一層の検証等が可能になると思われます。

金子委員：管理職に占める女性の割合については、男性・女性職員に占める男性・女性管理職の割合のほか、年代別の男女比率を掲載することで、県民の方々も多角的な視点からの検証が可能になると思います。

高木部会長：毎年作成する年次報告書にこれらの現況値を掲載することで、経年変化の把握も容易となり、県民の方々自身、多角的な視点からの検証が可能になると思います。
これらの数値を算定し掲載することは可能でしょうか。

増子課長：課長級に占める女性職員の割合は現在4.0%ですが、課長補佐級では約10%，係長級ですと約16%となっています。

昇格などの人事登用は、様々な人事材料を総合的に勘案して決定されますことから、どのような設定が可能なのか検討が必要になります。

高木部会長：国では10年後の2020年までに30%とする目標を掲げていますが、あくまでも県の状況を踏まえた目標数値を掲げるよう、府内に働きかけていただきたいと思います。
この辺はよろしいでしょうか。

次に（7）です。

農業委員における女性の割合を指標に加えてほしいという御意見です。

猪股専門監：担当課に確認したところ、農業委員について例えば10%という目標・予測指標を掲げることは可能ですが、選挙により選ばれる委員が懸念されるとのことでした。

現計画においても、例えば県議会などの選挙が関わるものについては、目標・予測指標を掲げておりません。

また、農業委員における女性の割合向上については、国でも通知を出していますが、目標年次が特に定められていないほか、当該項目を目標・予測指標に追加すると、漁業や商工自営業で掲げている指標数とのアンバランスが生じることが懸念されます。

高木部会長：確かに農業の分野だけ指標の数が突出する懸念もありますし、選挙ということで、必ずしも県の指導等で向上するというものではないということです。

それでは（7）については、ここに記載のとおりのことから目標・予測指標には掲げないこととしてよろしいでしょうか。

次に（8）です。

佐藤委員から「パブリックコメントの結果を受けての意見」が提出されていますので、御説明をお願いいたします。

佐藤委員：意見というよりも個人的な感想になってしまいましたが、ここに記載したとおりでございます。

学校教育の大切さは誰しも異論がないと思われます。男女の平等意識、人権意識を涵養する必要性を教員は十分にわきまえていますし、かなりの部分、実践されていると考えます。

私個人として、女性の目から見ても、現在の学校教育で男女差別はほとんどないと感じています。

この男女混合名簿については、既に何回も議論されてきたところですが、名簿はあくまで1つの道具でございまして、名簿によって児童・生徒の精神が形成されることは考えられないと思っておりますし、現場の職員に聞きましても同様でございました。

ですから、学校以外の外部の方が、なぜ男女混合名簿にいつまでもこだわるのかが不思議ですし、むしろ女性に生まれたが故に職業の選択の幅が狭いことや就職の時点で差別されることなどが問題だと思います

学校教育では、キャリア教育として、子ども達がこの激しい社会の変化に対応していく能力や主体的に自己の進路を選択・決定できる能力、社会人・職業人として自立していくことができるようになる教育を行っていますが、ここに書きましたように学校現場は実社会とは違って、男女の差別のほとんどないユートピア的な世界をつくっていると思います。

いろいろな職員に聞きましたが、大体同じような感想・意見を持っておりました。

ですから、この議論に関しては、もう尽くされたと思います。

なぜ男女混合名簿が指標になるのかが疑問です。

高木部会長：ただいま、佐藤委員がおっしゃられた意見としては、学校教育に携わっている者としては、男女混合名簿が差別を助長したり、意識を偏らせるることは考えられないし、男女混合名簿を男女男女共同参画の指標とすることは疑問だということですが、一方では、いみじくも佐藤委員がおっしゃった学校関係以外の外部の方の中には、男女混合名簿が導入されないことを危惧する方がいるということです。

学校の先生方の意見としては、学校教育の場では、名簿はあくまでも道具なので、男女差別なり偏見を助長するようなものとしては全然考えていないし、男女混合名簿を男女共同参画の指標とする意味がないのではないかということだと思いますが、一方では、男女別の取扱いがなされていることについて、先生ではなくて学校教育の主体である児童生徒、子ども達がどう思うか、そして保護者がどう思うか、そういう視点から考えることが大事だと考えている方々がいるということです。

私どもの子どもの頃は、男性が前、女性が後ろに並ばれたり、名前を呼ばれるときでも何かをする時でも、名簿順に行う場面では必ず男性が先、女性が後で、女性は男性の終了まで待たなければなりませんでした。

ですから、平成14年度当時には、そのような視点から男女混合名簿を指標にしたと思うのですが、平成22年の現在の状況を見ましても、公立中学校の男女混合名簿導入率は49%にとどまっています。

教育庁からは、男女混合名簿導入率を男女共同参画の指標として採用する時期は過ぎているので、指標から削除すべきではないかという意見が提出されていますが、ここに記載されている内容は、削除すべき理由にはなっていないように思われます。

個人的には、学校側で男女混合名簿導入が進まない理由としては、校務が複雑化しうるが多くなるおそらくことがあることがあるのではないかと思ったりもいたします。

学校教育の現場では、男女混合名簿が男女共同参画の意識を阻害するものとは考えられないといいますが、一方で、男女別などの男女混合ではない名簿により、児童生徒に男女差別なり偏見を助長する可能性があるということです。

現在の男女共同参画基本計画の答申が出された平成14年度当時から現在までの間で、何がどのように変化したのか、具体的、実証的に言っていかないと、掲げている指標を削除するのは難しいと思われます。

両論あると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

金子委員：私も佐藤委員と一緒に、男女混合名簿導入率がなぜ男女共同参画の指標なのかと思っていたのですが、パブリックコメントでは中学校も高校も男女混合名簿化を進めてほしいという意見が出されており、男女混合名簿の導入が男女共同参画だという意識で捉えている県民の方がいるのも事実だと思いました。

私自身は、男女混合名簿導入率を男女共同参画の指標に入れることには賛成ではないのですが、立場が変わればいろいろな意見が出るのと一緒に、ここには何か注釈があつてもいいような気がいたします。

佐藤委員：逆のことを言うようですが、男女混合名簿導入率を100%にすることはできると思います。

名簿が男女混合でないことに關してあまりにも抵抗があるようであれば、県の教育委員会から全ての小・中学校あるいは高校に男女混合名簿を導入しなさいとする通知を出せば済むことなのです。高校が全て男女共学化になったようにできると思います。

しかし、男女混合名簿導入率を100%にしても、別に必ず男女別名簿も必要なのです。

特に中学校、高校になりますと、男性女性身体も違ってきますし、合唱などいろいろなことがあって、別に男女別の名簿が必ず必要なのです。

ここに書かれているとおり、進路に關しては特に間違いがあってはいけないこともあります。男女別の名簿が必要なのです。

教育現場の現状を申し上げますと、小学校はほとんど生年月日順で混合です。中学校はあいうえお順で男女混合が半数あります。

名簿が男女混合であること、あるいは男女別であることによって、子ども達がどういう意識を持つかということに關しては、検証していないのでわかりませんが、子ども達はあまり意識はしていないと思います。保護者からのクレームなども聞いたことがありません。

菅原委員：はつきりした意見があるわけではないのですが、男女混合名簿導入率について、教育庁から理由を付して指標から削除すべきだと言われているのに、あえて指標に入れるとするのであれば、審議会としてはつきりとした理由を示す必要があると思います。

高木部会長：男女混合名簿導入率は、現在の男女共同参画基本計画の参考指標に現に位置付けられているものです。

もちろん、削除する明確な理由があれば指標から削除してもいいと思うのです。

ただこの意見は、学校現場の先生方の意見として教育庁から出た意見です。

菅原委員：ですので、教育庁からの意見を踏まえて指標から削除しないということであれば、やはり教育庁からの意見に対して答えないといけないので、審議会として指標に入れる理由は考えないといけないと思います。

佐藤委員のおっしゃることも理解できますし、そのとおりだと思うのですが、自分が現在携わっている仕事で考えますと、大学で男女別ということを考えたことは一度もございません。そもそも男女別の名簿は作っておりません。

高木部会長：せいぜい別の名簿で男女の比率を見るぐらいです。

菅原委員：そうです。自分自身が教育に携わってる中で、例えばゼミの運営や授業にしても、女子学生が何人いるか数えることはあるかもしれません、まず男女別ということを考えたことがございません。

健康診断では男女別になっているかもしれません、それは見たことがございません。

ただ、思い起こしてみると、例えば入学直後にオリエンテーションキャンプというものがありまして、広い体育館なりホテルを借りてオリエンテーションを行うのですが、その広い会場に学生達が入った時に、完全に男女分かれて座るのです。

椅子も何もない状態の座敷で集合をかけると、自然に男女分かれて座るのはなぜだろうと思います。

男女別名簿だから影響があるのかというのは検証することはできないとは思いますが、いつの間にかそのように男女で分かれて座ったり、行動したりすることが行われているということです。

それが大学以前の教育が関係しているのかどうかということはわかりませんが、そのようなことを考えながらお話を伺っておりました。

今野委員：個人的には、学校教育の指標に男女混合名簿導入率を入れることによって男女共同参画というものを遠いものにしてしまうような感覚、一般の県民の方々にとって、男女共同参画に対するイメージを遠ざけてしまうような感覚を持っています。

それから、子どもがまだ2才なのですが、親の立場から、小学校や中学校に入学するときを想像しますと、男女混合名簿よりも他に気になることがあつたりしまして、あまり男女混合名簿に対してのこだわり、男女混合名簿であるべきだということやそれによって男女共同参画に関する意識がどうかということは、それほど気にならないのではないかと想像します。

金子委員：毎年、男女混合名簿導入率の現況値を調査し公表されていますが、この導入率の意義を確認する必要があると思います。

以前、佐藤委員から、学校の名簿は何種類かありますという発言があったと思います。

数種類の名簿が作成されていて、そのうちの1種類でも男女混合名簿が作成されていれば導入率100%になるものであれば指標として意味がないと思います。作成されることより活用されているかが大切なことではないかと思います。

高木部会長：私も名簿の活用のされ方が重要だと思います。教員や事務職員つまり教育する側の立場で用いる名簿と、児童生徒が自身を認識するとき、名前を呼ばれる時の名簿は違うと思うのです。

教育の現場において、児童生徒が名簿という道具によってどういう影響を被っているかが問題だと思います。

つまり、名簿の順に行われる場面で、名前を呼ばれるときでも何かをする時でも必ず男性が前で女性が後ろとすることにより、児童生徒に「男性が先で女性が後」ということが自然に刷り込まれてしまうことが懸念されます。

先生方だけで業務上使う材料としての名簿の順番とは別に、児童生徒において、自分たちが一列に並ばされる時に呼ばれる順番やホームルームで出席をとられる時の順番については注意が必要だと思います。

先ほど、菅原委員もおっしゃいましたが、大学で男は男だけ固まつたり、女は女だけで固まつたりするのを見かけることがあります。学生達が、男だけあるいは女だけで集まつたりするのか疑問です。

ですから、大学でのゼミなどでは男女混合にあいうえお順などで呼んだりしています。

おそらく、平成14年度当時には、そのような視点から男女混合名簿を指標にしたと思う

のです。

現に指標として位置付けられている項目を削除する場合には、合理的な理由が必要だと思いますがいかがでしょうか。

金子委員：削除する明確な理由はないのですが、男女混合名簿の導入について数値目標を決めて推進すべきというパブリックコメントに対しては、誤解が生じないように審議会としての考え方や注釈をきちんと示すべきだと思います。

高木部会長：佐藤委員はいかがでしょうか。例えば児童生徒に対して出席をとる時に使う名簿とはどういったものなのでしょうか。

佐藤委員：「男女混合名簿」の「名簿」というのはおそらく出席簿のことを言っているのではないかと思います。

学校の公簿では指導要録というのが最も重要なのですが、それは出席簿とは同じではございません。大概是小学校ですと生まれ順で、中学校ですとそれこそ五十音順で男女別だったりいたします。

しかし、それは子どもの目には触れないものです。

出席簿も公簿ですが、出席簿の順に出席をとっているかどうかはホームルームによって違いますので、本当のところ、子ども達がどのような順番で出席をとられているかというのは調査をしてみないと分からぬと思います。

その辺は任せていますので、出席簿の順に1番から名前を呼んでいる教師もいれば、名前を呼ばないで教室内の席を見て出欠を確認する教師もありますので、男が先で女が後に呼ばれているかどうかというのはわかりません。

金子委員がおっしゃったように、名簿をどのように使っているかが問題だと思います。

高木部会長：佐藤委員のおっしゃるとおり、男女混合名簿といった場合に、おそらくみんなが考えるのは出席簿だと思います。

出席簿が男女別の名簿になっていて、名簿の順に男性を先、女性を後という順番で出席をとっていることが問題なのですが、佐藤委員がおっしゃったように、名簿自体は男女別であっても、実際に出席をとる時、読み上げる時には五十音順などで呼んでいるのだから、混合名簿があろうとなかろうと児童生徒に与える影響は一切ありません、ということであれば良いのです。

そのような運用がなされているということが実証されれば、男女混合名簿を指標から削除しても良いと言えるのですが、パブリックコメントに意見を出された県民方々の中には、男女別名簿にしていることによって、昔、我々の世代が経験したように、何でもかんでも男性が先で女性が後に呼ばれたりすることがいまだに続いているのではないかと懸念する方々がいらっしゃるということです。

学校側、教師側では、男女共同参画を阻害するものではないという認識のもとに、男女別名簿を使用しているかも知れません。しかし、男女別名簿を使用することで、結果的に不要な男女の別、男性が先で女性は後という意識が自然に児童生徒に刷り込まれてしまうことを危惧するものです。

教育庁からは、男女混合名簿を指標から削除すべきとする意見が出されていますが、ただいま申し上げた県民の方々の危惧には直接は答えていないと思われます。

ですから、教育庁で調査した結果、男女混合名簿の導入率は49%であっても、名簿導入の有無にかかわらず、実際には男女混合であいえお順、あるいは生年月日順に出席をとっているということであれば、説得力があると思うのです。

安藤委員：ただいま高木部会長がおっしゃったような、実際の出席をとる順番についての調査はあるのですか。

佐藤委員：そういう調査はございません。

1年に1回、男女混合名簿に関する調査は行われていますがそのような調査項目はございません。

前にも申し上げましたが、特定の調査結果の数字だけを見て、あるいは、名簿だけで学校教育における男女共同参画を推し量ることはできないと思います。

私が危惧しますのは、小学校、中学校、高校の男女混合名簿導入率が段々低くなっている数値だけを見て、その数値に比例して男女共同参画の意識が低下しているというように解釈されることです。

例えば、中学校の男女混合名簿導入率は小学校と比較して低いので、それだけ中学校の先生の男女共同参画に関する意識が低いと思われると、とてもはがゆいといいますか、そうで

はないということを申し上げたいのです。

結局私の発言は、学校教育関係者、内部の者からの意見になってしまふのですが、県民の方々にこのように誤解されてしまうことが心配です。

また先ほど、大学で自然に男女に分かるというお話がありましたが、私自身もそうとして、これは大学生に限らないことだと思います。

小さい頃は意識せずに男女一緒にいますが、やはり高学年や中学生になってくると自然に分かれていますし、これは学校の指導に関係するものではないと思います。

男女共同参画だから男女に分かれて座るのもおかしいと、そういったところまで考える必要はないと思います。

高木部会長：菅原委員も私もおかしいと言っているのではございません。たまたまそのような現象を見て疑問に感じたということでございます。

佐藤委員：私はごく自然に理解できます。

高木部会長：フランスの女性哲学者ボーポワールの「人は女として生まれるのではなく、女になるのだ」という言葉がございますが、社会において「教育」はやはり重要です。

我々の世代が経験したような、出席簿の順番に沿って男性が先で女性が後に呼ばれたりすることが、いまはもう無いのだという実態が示されさえすれば、男女混合名簿導入率を指標化する意味はなくなるのだと思うのです。

安藤委員：私が内科校医として学校に行きますと、やはり名簿は男性と女性の別に番号が付されています。しかし、それ以外で男女が区別されているように見えません。

男女混合名簿導入率を表記する際には、具体的な数値の算出基礎や出席のとり方は現在調査中などの記述を加える必要もあるのではないかと思います。

高木部会長：佐藤委員からは、実際に出席をとる順番についての調査は行われていないというお話をしたが、男女混合名簿導入率を指標から削除すべきかは、実際にどのように出席がとられているかがわからないと判断できませんし、その実態さえ分かれば、パブリックコメントで意見を提出された県民の方々も納得できると思います。

ただいま安藤委員がおっしゃったように、男女混合名簿とはどの名簿を差して言っているのか、あるいは出席をとっている実態などが、審議会までの間に示されればよいのですが、そのような調査は行われていないようです。

猪股専門監：先ほど、今野委員から「男女混合名簿導入率という参考指標は、かえって男女共同参画を遠ざけるのではないか」という御発言がございました。

今野委員：パブリックコメントで「男女混合名簿導入率」に関する意見を提出された方々は、恐らく男女共同参画に興味がある、あるいは関心の高い方々だと思われます。

しかし、一方でそうではない県民の方々に、「学校教育における男女共同参画の実現」に関する「参考指標」は「男女混合名簿導入率」ですと言うと、誤解が生じてしまうと申しますか、男女共同参画とは違った何か別世界のもののように思われるのではないかと思います。

高木部会長：それがまさに佐藤委員の危惧するところで、数字だけで教員の意識を推し量れるものではないということだと思います。

佐藤委員：「学校教育における男女共同参画の実現」に関する指標としては、この「男女混合名簿導入率」がすごく大きな割合を占めています。

「男女混合名簿導入率」は、参考程度なら良いのですが、「学校教育における男女共同参画の実現」を推し量る参考指標とされていることが本質から少しずれているのではないかと思えてなりません。

私も子どもの頃は、男子が先で女子が後に呼ばれることに疑問を持ったりもしましたので、毎日毎日男子が先で女子が後に呼ばれることで、そのような意識が自然に刷り込まれてしまうと心配されることは分かりますが、果たして「男女混合名簿導入率」が学校教育における指標として大きな割合を占めるものかということに関しては疑問でなりません。

今野委員：「男女混合名簿導入率」が非常にシンボリックな見え方をするということだと思います。

高木部会長：教育というのは、具体的に何の教科を教えるかという問題ではなくて、意識を醸

成することがあると思います。

佐藤委員がおっしゃったように、私どもの子どもの頃は男子が先で女子が後に呼ばれたりしていましたが、パブリックコメントに寄せられた意見などは、そのような要素を排除してほしいということだと思います。

確かに佐藤委員がおっしゃるとおり、実際の教育の中ではもっと重要な要素がたくさんあるとは思います、現計画の答申を作成する時にも、なぜ男子を先に女子を後に呼ぶ要因となるものを排除しないのか、男子を先に女子を後に呼ぶ要因が残っているとすればそれを排除すべきではないかという議論があったと思います。

ですから、男女別名簿がまだ作成されていて出席簿が男女別名簿だとしても、実際の出席確認は男女混合で呼んでいるという実態が示されれば、「男女混合名簿導入率」を指標とする意味が無いので、参考指標から削除しても良いと言えるのですが、その実態が分からぬということなのです。

それでは、「男女混合名簿導入率」に関する協議は以上とします。

資料3として、答申案が作成されています。

修正箇所を見え消しや薄い字で示していただいていると、ですます調の文体をである調に変えたということです。

猪股専門監：これは説明会でもご指摘がありましたほか、前回の答申もですます調ではなく、ある調でいただいたこともありまして直させていただいております。

説明会では、審議会としての意見なのか、県の意見、計画なのかが分からなくなるので、ある調が良いという御意見をいただきましたので、この辺についてご議論いただければと思います。

とりあえず前回の答申同様、ある調に直しております。

高木部会長：審議会の答申と県の計画の区別に、ですます調かである調かは関係ないように思いますが、確かにこのような答申というのは、客観的にきちんと伝えれば良いので、丁寧な言葉を使う必要はないという気はいたします。

文体は最終的には審議会で協議されます。

ほかに、みなさんお気づきになったところや御意見があればお願ひいたします。

事務局の方で答申案のところで議論してほしいところなどございますか。

猪股専門監：時間があまりないので、10ページから22ページにわたり「施策の項目」を全部で50項目加えております。

見ていただきまして、気になるものや御意見があればお出しいただければと思います。

高木部会長：修正した箇所や追加した箇所が色分けされていて、一目で分かる資料やデータはありませんか。

猪股専門監：原稿のワードファイルでは、修正した箇所や追加した箇所を赤で表示しています。

高木部会長：それでは、部会委員の皆様に色分けされているデータを送っていただきたいと思います。

それを御覧いただきて、9月16日（木）までに再度御意見を寄せていただくということにしたいと思います。

金子委員：資料3の答申案の中に「年齢階級別有業率」として、平成14年と平成19年のデータ、図表が表示されていますが、平成14年と平成19年ではそれほど大きな変化は見られません。

一方、県の雇用対策課で作成している「働く女性のハンドブック」では、平成19年、平成4年及び昭和52年のデータ、図表が表示されており、特に、昭和52年の宮城県の女性のM字型の低さが際だってみえます。

パブリックコメントでは、宮城県の特徴が一目瞭然となるような図表やデータの表示の改善について意見が提出されています。

現計画の計画期間の始期は平成15年度ですが、パブリックコメントの意見にもあるように、昭和52年のデータを表示すれば大きな変化が見えてくるのではないかと思いました。

また、パブリックコメントの意見では山形県の例などを挙げていましたが、煩雑にならない程度に全国データも表示してはどうかと思いました。

それから、県や市町村の男女共同参画に関する活動拠点となる施設や男女共同参画に関する相談を受け付ける窓口などがわかりにくいという意見もありましたので、資料として掲載すれば便利なのではないかと思いました。

高木部会長：基本計画（第2次）のパンフレットや概略版で掲載してはどうかということでしょうか。

金子委員：各市町村の相談窓口だけでなく、各市町村の取組状況が分かることにも通じると思います。

猪股専門監：山形県の場合、共働き率が非常に高いという特殊要因がありますので、全国値と比較する意味が極めて大きいと言えますが、本県の場合は全国値とほぼ同じということ、あくまで平成14年と平成19年でどう変わったか県内の比較を示したいということがございます

平成14年と平成19年の全国値を加えてしまうと、図表が非常に煩雑になってしまします。また、平成14年と平成19年では、男性はほとんど変化がありませんが、女性は若干ですけれどもM字の底が浅くなっているという状況を見たいということもあります、あえて全国値を載せてございませんでした。

また、石巻の事件もあり、審議会のほか説明会あるいはパブリックコメント等でも、特にDVに関してはかなりいろいろな御意見をいただいております。

御意見もいろいろございまして、相談窓口は多ければ多い方が良い、なるべく多く設けて気軽に相談できるようにしてほしいという意見や、県内市町村等を取りまとめた相談体制にしてほしいとする御意見等もございましたが、DVについては、DVに関する基本計画が別にございますし、石巻の事件を受けて県としても窓口や関係機関の連携、取組の強化など政策課題としてまさに議論中であるといった事情もございます。

警察からは病院等との協力、連携も必要だという意見も出てきていますので、その辺は議論の推移を見たいと思っております。

高木部会長：具体的に書き込みされているところはありますか。

猪股専門監：施策の方向である「配偶者間暴力（DV）の根絶」において、各種施策を関係機関と連携、協力して実施するとしていますが、具体的な内容については今後、毎年度の年次報告で御報告できるかと思います。

高木部会長：具体的には、医療機関等との連携を深め、未然に防止するというような表記は当然に出てくると思います。

（3）その他

高木部会長：他になにかございますか。

御意見等がなければ、先ほど申し上げましたとおり、9月16日（木）までにメールなりファクシミリ等で事務局に意見をお寄せいただき、それを調整した上で10月の審議会において検討部会の意見として出したいと思います。

あとは審議会において議論していただくということにしたいと思います。

3 その他

事務局：部会長、どうもありがとうございました。

それでは、次第の「3 その他」として事務局から事務連絡させていただきます。

事務局：本日御審議いただいた中で修正された箇所以外に、何かお気づきの点等がありましたら、9月16日（木）までにメールあるいはファクシミリで御提出いただきますようお願いいたします。

提出いただいた内容については、高木部会長に報告、調整の上、検討部会としての対応案と答申案の完成版を部会委員皆様に送付させていただきます。

なお、先ほどお話を出ました資料3の答申案の原稿データ、ワードファイルを早速メールでお送りいたしますので御確認いただきますようお願いいたします。

また、日程を調整中でございますが、審議会の開催につきまして、追って御通知させていただきますので、審議会の御出席についてもどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上ございます。

4 閉会

司会：本日は、誠に御多忙のところ御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして検討部会を閉会いたします。

